

「著作権教育」としての学習内容

著作物に触れて著作者を意識する

「著作権教育」の学習のねらい

著作物を分析する場合にも著作者を意識する。

- 著作物がどのように作られているかを分析することで、著作者の考え方を理解させる。
- 著作物がどのように作られているかを分析することで、使われているテクニックを理解させる。
- 著作権での著作者の権利を保護するとはどういうことかを考えさせる。

生徒の活動

- 読書, 音楽鑑賞, 絵画鑑賞 (教科書等の図版を含む) により, 歴史背景やテクニックを知る。
- 著作物や著作者の詳細な記述がない場合は, 図書館やインターネットで調べる (検索する)。
- 過去の卒業生や在校生の先輩などの作品を見たり, インタビューしたりして, 分析に必要となる情報を得る。

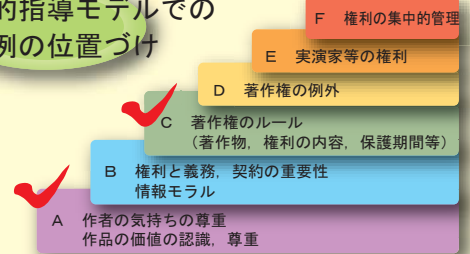
「著作権教育」の指導のポイント

- 作者による作品の違いは何かを考え, オリジナリティの重要性を意識させる (比較と独創性)。
- 時代背景や流行が著作者のアイデアやテクニックに与えた影響を考えさせ, 作品の価値を意識させる。

これだけは! 押さえない指導内容

- 他の作品との違いを意識する習慣をつけさせる。
同じ著作者であっても作品を鑑賞したり, 別の著作者の作品を鑑賞したりして, それぞれ作品の違いの背景を常に意識する習慣をつけさせることは大切である。
- 他の作品との違いは, どの部分によって生じているのかを意識する習慣をつけさせる。

段階的指導モデルでの 本事例の位置づけ



具体的な展開例

著作物を読んだり、鑑賞したりして分析する場合、次のようなポイントを話し合う。

- 作品のクセや傾向が読み取れてくると、別の作品を見たときに『作者はこの人かもしれない』と判別することができるようになる。
- 先行した作品や時代の流行に影響を受けたり、師匠と弟子の関係だったりなど、作品の背景や著作者に興味を持つことができるようになる。
- 著作者が意識して自分のクセや傾向を作品に入れているものや、無意識に入っているものなどを分析し、作品に対する著作者の思いを考へてみることは大切である。
- 著作権の内容について調べたことを話し合う。



この事例の実践に参考となる教材・資料

文化庁「著作権なるほど質問箱」著作権制度の概要 著作者の権利

<http://chosakuken.bunka.go.jp/naruhodo/outline.html>

著作権 なるほど 質問箱

著作権制度の概要

1. 知的財産権(知的所有権)について
2. 著作権制度の沿革
3. 著作権制度の概要
4. 著作者の権利
5. 著作隣接権
6. 外国の著作物の保護
7. 他人の著作物を「利用」する方法
8. 著作物等の「例外的な無断利用」ができる場合
9. 著作権が「侵害」された場合の対抗措置
10. 登録制度について

印刷用PDFファイル(サイズ2.6MB)